

非常用（消防隊）進入口の表示について

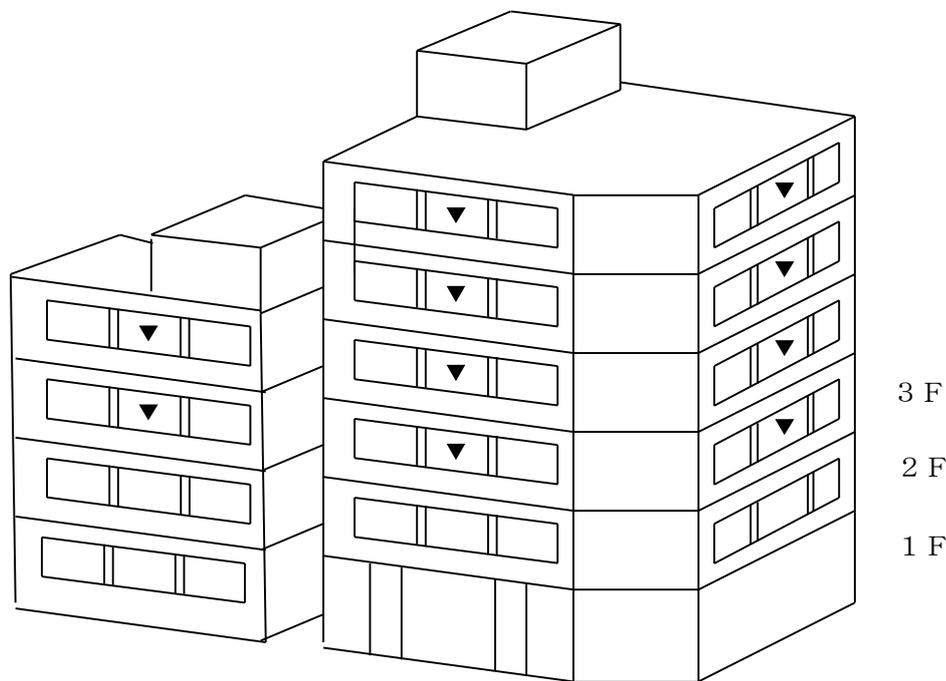
札幌市消防局

消防局では、火災時に、はしご付消防自動車による消火及び救出作業を円滑に行うために、消防隊が建物内へ進入できる有効な開口部に新・増築時点から表示をお願いしております。

この表示は、4 m以上の道路・空地に面する外壁面の長さ10 m以内ごとに一箇所以上設けることとしており、逆三角形で、一辺が20 cm以上の大きさの赤色反射とし、消防隊の確認が容易なものを推進しております。

なお、表示の設置にあたっては、次のことに留意して下さい。

- 1 非常用エレベーターを設置している建物は必要ありません。
- 2 外壁面の長さ40 m以内ごとに設ける非常用進入口については、建築基準法令により表示が義務付けられております。
- 3 3階以上31 m以下の建物が該当しますが、各住戸に進入可能なバルコニーを設けた共同住宅等については、表示の必要がありません。



担当 予防部査察規制課設備係
電話 215-2050